

平成26年1月6日

「NISA口座開設キャンペーン」取扱期間の延長について

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成25年7月1日（月）より実施しております「NISA口座開設キャンペーン」について、一部内容を変更し、平成26年3月31日（月）まで取扱期間を延長いたしますのでお知らせいたします。

記

【NISA口座開設キャンペーンの概要】

取扱期間	平成26年1月6日（月）～平成26年3月31日（月）
対象となるお客さま	個人のお客さま（日本に居住する20歳以上の方）
プレゼント対象条件	●平成26年3月31日（月）までにNISA（少額投資非課税）口座開設に必要な書類を全てご提出いただいたお客さま。 ●平成26年5月30日（金）までに税務署から確認書が交付され、NISA（少額投資非課税）口座開設が完了したお客さま。
プレゼント内容	現金1,000円 ※平成26年4月以降、投資信託指定預金口座へご入金いたします。
NISA口座開設に必要な書類	●非課税口座開設届出書 ※店頭窓口にご用意しております ●ご本人さま確認書類（運転免許証・パスポート等） ●平成25年1月1日現在の住所が記載された「住民票の写し」の原本 ※平成25年1月1日以降住所が変更となった場合は、住民票の除票の写しの原本（平成25年1月1日の住居地で取得）が必要となります。

※詳細はキャンペーンチラシをご覧ください。ちば興銀窓口にお問い合わせください。

※当行でNISA口座をお申しいただいた方を対象に作成いただける特別定期預金については、平成25年12月30日（月）をもちまして取扱いを終了しております。

当行では、今後もお客さまに一層ご満足いただけるよう、積極的に商品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

以上



ちば興銀

ちば興銀で NISAをはじめてみませんか?

Just Fit
おひとりおひとりに
お応えします

NISA口座開設 キャンペーン

好評につき
期間延長!

対象期間 平成26年 1/6月 ▶ 3/31月

対象期間中、ちば興銀でNISA口座を
お申込みいただいたお客さまにもれなく
現金1,000円をプレゼントいたします。

キャンペーン・口座開設の流れ

※イメージ図



プレゼントの対象とさせていただきます条件	<ul style="list-style-type: none"> ●平成26年3月31日(月)までにNISA(少額投資非課税)口座開設に必要な書類を全て提出していただいたお客さま。 ●平成26年5月30日(金)までに税務署から確認書が交付され、NISA(少額投資非課税)口座開設が完了したお客さま。
プレゼント内容	現金1,000円 ※平成26年4月以降、投資信託指定預金口座へご入金いたします。
口座開設に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ●非課税口座開設届出書 ※店頭窓口にご用意しております。 ●ご本人さま確認書類(運転免許証・パスポート等) ●平成25年1月1日現在の住所が記載された「住民票の写し」の原本 ※平成25年1月1日以降住所が変更となった場合は住民票の除票の写しの原本(平成25年1月1日時点の居住地で取得)が必要となります。

千葉興業銀行

ちば興銀テレフォンセンター

0120-89-7850

携帯電話の方は
043-203-4612 (通話料はお客さま負担となります)
9:00~21:00(土・日祝日を除きます)

ちば興銀ホームページ

※くわしくは、当行本支店窓口におたずねいただくか、ホームページをご覧ください

<http://www.chibakogyo-bank.co.jp>

ちば興銀 投資信託 検索

平成26年1月6日現在

NISA口座開設キャンペーンのご注意事項

●プレゼントの対象となるお客さま

- 店頭窓口でお申込みの場合
平成26年3月31日(月)までに口座開設に必要な書類を全てご提出いただき、平成26年5月30日(金)までに税務署から確認書が交付され、NISA(少額投資非課税)口座開設が完了したお客さま
 - 郵送でお申込みの場合
平成26年3月31日(月)(消印有効)までに郵送にて口座開設に必要な書類をご提出いただき、平成26年5月30日(金)までに税務署から確認書が交付され、NISA(少額投資非課税)口座開設が完了したお客さま(郵送用の少額投資非課税口座開設届出書でご提出いただいたものが対象となります。)
- ※プレゼント入金時に投資信託指定預金口座を解約されている場合は、プレゼントを受取ることはできず、またその権利も消滅します。

●口座開設に必要な書類

- 非課税口座開設届出書
※店頭窓口にご用意しております。
- ご本人さま確認書類(運転免許証・パスポート等)
- 平成25年1月1日現在の住所が記載された「住民票の写し」の原本
※平成25年1月1日以降住所が変更となった場合は住民票の除票の写しの原本(平成25年1月1日時点の居住地で取得)が必要となります。

ニーサ NISA[※](少額投資非課税制度)とは?

年間100万円までの株式投資信託、上場株式等の投資から発生した譲渡所得・配当所得が5年間 最大500万円まで非課税となる制度です。

※「NISA(ニーサ)」は少額投資非課税制度の愛称です。

※当行では税法上の株式投資信託のみ取り扱っています。詳しくは店頭にて対象商品をご確認ください。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当行ではご購入、ご売却のお申込みについて取扱いを行っております。投資信託の設定および運用は各運用会社が行います。
- 投資信託は、投資元本が保証されている商品ではありません。また、過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 組入れ有価証券(株式・債券等)等の価格は、株式指標、金利、その有価証券等の発行者の信用状態の変化等や、取引が十分な流動性の下で買えない(流動性リスク)等を原因とした値動きにより変動します。
- 外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価格が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 投資信託のお申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(最大3.15%、税込み)がかかるほか、一部のファンドは換金時に信託財産留保額(最大で基準価額の0.5%)がかかります。また、保有期間中には、信託報酬(最大1.89%、税込み)がかかるほか、組入れ有価証券の売買委託手数料や監査報酬等のその他の費用(運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません)がかかります。なお当該手数料の合計額については、お客さまがファンドを保有される期間等により異なりますので、表示することができません。また、上記の費用等については平成26年1月6日現在のものであり、今後変更となる場合もございます。くわしくは、各ファンドの契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託をご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただき、ファンドの内容を充分にご理解のうえお申込みください。

商号：株式会社千葉興業銀行 登録金融機関：関東財務局長(登金)第40号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

お問合せは右記まで



千葉興業銀行

<http://www.chibakogyo-bank.co.jp>

ちば興銀テレフォンセンター 9:00~21:00(土・日祝日を除きます)

バン クは チ バ コ ウ

0120-89-7850

携帯電話からはこちら 043-203-4612 (通話料はお客さま負担)

平成26年1月6日現在